

「VMware ユーザ会」会則

第 1 章 総則

(名称・所在地)

第 1 条 本会は、「VMware ユーザ会」と称し、事務局を東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 株式会社シーキューブ・プランニング内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、VMware 株式会社とは独立した組織であり、VMware 製品やサービスを利用しているユーザ企業において、実際の活用事例や技術情報の収集と共有、ユーザ企業同士の意見交換、VMware 及びパートナー製品に関する最新情報の入手と共有など、会員相互のコミュニケーションによって、VMware 製品および IT の効果的な活用を促し、会員の事業拡大や利益向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 部会、研究会、勉強会、講演会等の開催。
2. 定期的な会報、刊行物の発行。
3. その他、本会の目的達成に必要な事業。
4. インターネットを通じた情報発信。

(細則)

第 4 条 本会の会則の実施に関して必要な細則は、幹事会の協議を経て別に定める。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会は、次の会員によって構成する。

1. 企業向け有償製品を導入し、利用している団体およびその事業所、部門のユーザ。

(入会)

第6条 入会を希望する団体およびその事業所、部門のユーザは、所定の手続によって事務局に申込みものとする。

1. 会員は、入会申込み内容に変更があった場合、速やかに所定の手続きで、事務局に届け出るものとする。
2. 営業活動目的の入会は拒否することができる。
3. 事務局は、会則に則り、本会の目的に沿わない申込者の入会を拒否することができる。

(会員の権利と禁止事項)

第7条 本会の会員は、4と5で示す禁止事項に抵触しない限りにおいては、1から3に示す権利を享有する。

1. 第3条1から3の活動に参加することができる。
2. 本会限定や優先度のある刊行物や資料等が入手できる。
3. その他、会員に限定した特典や機会を得る。
4. 本会が主催する事業その他の場において、一切の営業活動を行わないこと。
5. 本会内における守秘義務を遵守し、本会内のみで公開を許されている情報を、外部へ開示または漏洩しないこと。

(退会)

第8条 会員は、退会する場合、所定の手続きで、速やかに事務局に届け出るものとする。

(変更)

第9条 所属企業など、会員登録時の情報に変更が生じた会員は、所定の手続きで、速やかに事務局に届け出るものとする。

(資格喪失および除名)

第10条 本会は会員の資格喪失および除名について次のとおり定める。

1. 資格喪失
 - a) 第24条に基づく、会費を支払わず、督促にも応じない場合。
 - b) 入会時に記載した勤務先に変更があった場合。
2. 除名
会員が次の事項に該当するときは幹事会の協議を経てこれを除名することができる。
 - a) 本会会則、または総会の決定した事項に违背したとき。
 - b) その他、本会の会員として不適当であると本会により判断された場合。

第11条 第7条5に定める義務は、第10条により本会を退会、あるいは資格喪失、除名処分を受けた後も存続するものとする。

第3章 役員

(種類)

第12条

本会には、次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 幹事 若干名
3. アドバイザー 1名

(選任)

第13条

1. 代表者
 - a) 幹事会の過半の承認をもって、選任される。
2. 幹事
 - a) 本会会員の中から、ヴィエムウェア社の代表者を除き、会員または幹事の推薦者の中から、幹事会の承認をもって選任される。(但し2011年度に於いてはヴィエムウェア社の推薦。)
 - b) 幹事に欠員が生じた場合、幹事会は欠員を補う者を推薦して任命することができる。
3. アドバイザー
 - a) ヴィエムウェア社の責任部門が本会の活動目的に鑑みて行い、幹事会に報告する。

(職務)

第14条

1. 代表者
本会の運営に必要な業務委託などでの契約事の取り交わしなどを執り行う。
2. 幹事
幹事は幹事会を主宰し以下の会務に取り組む。
 - a) 第27条に基づき策定される予算案/活動計画の承認。
 - b) 第27条に基づき作成される活動報告の確認。
 - c) 第27条に基づき作成される会計報告書の確認。
 - d) 本会運営に必用な業務委託先の選定。
 - e) その他本会活動に関わる意思決定。
3. アドバイザー
本会の運営が、適切に執り行なわれるよう、助言を行う。

(任期)

第15条

1. 代表者
代表者の任期は、幹事会で承認された日から2年とするが再任を妨げない。
但し、再任は、幹事会に承認された場合とする。
また、任期の途中であっても、幹事会の承認があれば、代表を交代することができる。
2. 幹事
幹事の任期は、着任された日から2年とするが再任を妨げない。
また、任期の途中で任命された幹事の任期は、前任者の残任期間と同じまでとする。

3. アドバイザー

アドバイザーの任期は特に定めない。

任期中に何らかの理由でやむを得ず退任する場合、ヴィエムウェア社は職務の代行者を任命し、できるだけ早期に後任を決定し、幹事会に報告する。

第4章 組織

(組織)

第16条

組織については、以下を規定する。

1. 幹事会

a) 幹事会は、幹事により構成される。

b) 幹事会は、必要に応じて幹事が招集する。

c) 幹事会は、本会の運営上必要な事項及び総会に付議すべき事項を審議決定する。

d) 本会の運営は、幹事が合議して決定するものとする。

2. 事務局

a) 本会の事務局業務は、外部に委託する。

3. 会計/監査

a) 本会の会計/監査業務は、外部に委託する。

第5章 総会

(総会の種類)

第17条

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(通常総会)

第18条

通常総会は、毎年1回幹事会が招集する。

(総会の付議事項)

第19条

通常総会は、次の事項を付議する。

1. 役員の承認。

2. 活動報告。

3. 活動計画。

4. 会則の変更。

5. その他幹事会が必要と認めた事項。

(臨時総会)

第20条

臨時総会は、幹事会がその必要を認めたとき、又は、会員の過半数から書面もしくはメールにより請求のあったとき、幹事会が招集する。

(総会の招集)

第21条

総会を招集するには、少なくとも会日の7日前までに日時、場所および議題を書面もしくはメールにより会員に連絡しなければならない。

(総会の進行、承認)

第 22 条 総会の進行は、幹事会が定めた者がこれにあたり、承認は、出席会員の過半数をもって決する。

第6章 会計

(収入)

第23条 会の収入は、会費、協賛金、寄付金、その他収入からなる。

(会費)

第24条 会費は、無償とする。

1. 総会の決議を経て、会費の変更を行う場合がある。

(予算/会計管理)

第25条 予算計画の策定と会計管理は以下の通りとする。

1. 収入を管理する口座は、事務局に設置する。
2. 収入にもとづき、予算計画は事務局が策定し、幹事会の承認をもって決定される。
3. 会計業務は事務局が行い、会計監査は半期に一度委託された機関が監査し、その結果を報告書にして幹事会へ提出し承認を得るものとする。
4. 報告書の提出、監査の頻度は運営状況を鑑みて、幹事会の承認のもと変更できる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 運営

(活動実施のプロセス)

第27条 本会は、以下の過程をもって活動を実施する。

1. 事務局は、半期に一度活動計画/予算計画を起案し、幹事会へ提案する。
2. 事務局は、幹事会の承認を経た、活動計画/予算計画を実施する。
3. 事務局は、半期に一度活動報告書を作成し、幹事会へ報告する。
4. 事務局は、運営状況を鑑み、幹事会の承認のもと、1の活動/予算計画、3の活動報告書の提出回数を増減させる。

第8章 附則

(附則)

第28条 本会則に規程がなく、緊急性を要する事項については、幹事会で協議し、対応を定める。

第29条 本会則は、平成23年4月1日から適用する。